

# 岐阜県公報

第千九百七十八号  
平成二十年九月二日  
(火曜日)

## 目次

### 告示

- 有害興行の指定 (男女参画青少年課) 六一一
- 有害図書類の指定 (同) 六一二
- 建築事務所長印に関する告示の一部改正 (建築指導課) 六一二

### 公示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 六一二
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (同) 六一三
- 平成二十年度砂利採取業務主任者試験の実施 (産業政策課) 六一三
- 大規模小売店舗の新設の届出に関する件 (商業流通課) 六一四
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 (農地計画課) 六一五
- 高山都市計画の変更案の縦覧 (都市政策課) 六一五

## 告示

岐阜県告示第五百六十六号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十年九月二日

岐阜県知事 古田 肇

### 1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名
映画	CA事情フライト 腰ふりエッチ気流	新日本映画	オーピー映画
	高校教師 とろける夏期講習	新日本映画	新日本映画
	新日本映像ニュース 高校教師 とろける夏期講習	新日本映像	新日本映像
	その土曜日、7時58分	ソニー・ピチヤース	ソニー・ピチヤース
	萌え痴女 またがりハメ放題	オーピー映画	オーピー映画
	獣になつた人妻	新東宝映画	新東宝映画
	天安門、恋人たち	ムービーアイエント	ムービーアイエント
	聴会コンパニオン いけない濃厚接待	オーピー映画	オーピー映画

### 2 指定年月日

平成20年9月2日

3 指定理由  
著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百六十七号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十一条第一項の規定により次のものを有書図書類として指定した。

平成二十年九月二日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定図書

種別	図書類の題名	月日	発行所、発行者
雑誌	チャンノロード	2008. 9月号	発行所、徳島出版社

2 指定年月日

平成20年9月2日

3 指定理由

著しく犯罪若しくは自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百六十八号

建築事務所長印に関する告示（平成十二年岐阜県告示第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十年九月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 2を次のように改める。

2 西濃建築事務所



書体 てん書  
大きさ 二十三ミリメートル平方

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年九月二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年七月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ライフサポート お・りーぶ
- 三 代表者の氏名 野田 千恵
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県大垣市荒尾町一七三二番地六
- 五 定款に記載された目的 この法人は、都市生活者、海外の歴史街道との交流をコーディネートして、中山道（今須宿）加納宿、北国脇往還、美濃路の往昔を訪ね、先人の培った街道文化、暮らしの風土（知恵・倫理・共同体など）を地域と協働して活性化し、団塊の世代、元気な高齢者のライフスタイルをサポートする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年八月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人福祉の泉・幸寿苑
- 三 代表者の氏名 平井 よし子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市赤坂町六丁目二番地二三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者・障害者に対して通所介護、訪問介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、高齢者等の生活支援、介護予防生きがい生活支援に関する事業を行い、地域で自立した生活が出来るように寄与する事を目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年八月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ふれあいの家
- 三 代表者の氏名 桂川 求
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県恵那市大井町二〇一八番地九九
- 五 定款に記載された目的 この法人は、精神疾患にて治療を受けながら社会参加を目指す者が、知的障害者や身体障害者と共に生活訓練や作業訓練を受けて、対人関係を円滑化し生活リズムを整え、社会生活への自信を高めることを目的とする。

平成二十年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定による平成二十年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

平成二十年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 試験期日及び時間 平成二十年十一月十四日（金）午前十時から午後零時まで
- 二 試験場所 岐阜市藪田南二丁目二番二二号 岐阜県水産会館一階大会議室
- 三 試験科目
  - 1 砂利の採取に関する法令
  - 2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 四 受験手続
  - 1 申込用紙の交付 受験願書用の紙は、岐阜県産業労働観光部産業政策課及び各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。）産業労働課で交付します。郵送を希望する場合は、九十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒（定形郵便物の封筒）を同封し、〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県産業労働観光部産業政策課に請求してください。
  - 2 申込方法 受験願書に必要な事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、岐阜県産業労働観光部産業政策課に提出してください。
    - (一) 写真 手札形（縦十二センチメートル、横八センチメートル）とし、受験願書提出前六か月以内に撮影した無帽、正面、上半身像でその裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとします。
    - (二) 受験票（用紙は、受験願書と同時に交付します。）
  - 3 申込受付期間 平成二十年十月三日（金）から十月十六日（木）までとし、土曜日、日曜日及び

祝日は除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、平成二十年十月十六日(木)までの消印のあるものに限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付けてください(消印しないこと)。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は返還しません。

六 合格者の発表

試験に合格した者の受験番号を岐阜県公報に掲載するとともに、本人に合格証を交付します。また、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

平成二十年度砂利採取業務主任者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

砂利採取業務主任者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(県庁二階) 電話〇五八 二七二 一一一一 内線二二一九

及び各振興局特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県産業労働観光部産業政策課総務担当(電話〇五八 二七二 一一一一 内線三〇四八)に問い合わせてください。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模

小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十年九月二日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

平成二十年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十年九月二日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十年八月十八日

二 届出者の氏名又は名称

オリックス株式会社

三 建物の名称及び所在地

(仮称)カームホームセンター北方店 Aゾーン

本巣郡北方町高屋字東丸内八六番四 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十一年四月十九日

五 店舗面積

五、二三六平方メートル

六 駐車場の収容台数

四七三台(ただしBゾーンと共用)

七 荷さばき施設の面積

一一〇平方メートル(ただしBゾーンと共用)

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模

小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十年九月二日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通

課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十年八月十八日

二 届出者の氏名又は名称

オリックス株式会社

三 建物の名称及び所在地

(仮称)カーマホームセンター北方店 Bゾーン

本巣郡北方町高屋字西丸内七七番三 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十一年四月十九日

五 店舗面積

二、一一八平方メートル

六 駐車場の収容台数

四七三台(ただしAゾーンと共用)

七 荷さばき施設の面積

一一〇平方メートル(ただしAゾーンと共用)

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業まごめ地区南野工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十年九月二日から

同 年十月二日まで

二 縦覧場所

中津川市役所

高山都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

高山都市計画道路

3・5・2号 石浦下切線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び高山市基盤整備部都市整備課

四 縦覧期間

平成二十年九月二日から

同 年九月十六日まで

五 注意事項

意見書には、指名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事業所の所在地)を記載すること。

また、住所又は主たる事業所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が

存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の暗に大して有する利害関係の内容について記載すること。

平成二十年九月二日印刷  
平成二十年九月二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県岐阜市

印刷者  
印刷所  
定価  
一か年  
四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜県岐阜市  
飯尾文芸社